

広情個審第25号
平成27年10月13日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月10日付け広市教学生第37号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第74号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ・平成26年3月10日付け広市教学生第37号の諮問事案（諮問第74号事案）

平成25年12月27日付けの開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年1月17日付け広市教学生第31号で行った存否応答拒否決定に対する同年2月17日付けの異議申立て

第1 審査会の結論

「広島市情報公開条例第6条2項の『実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない』と記載されている。しかしながら、広市教学生第8号2013年4月3日付の補正要求書（以下「本件補正要求書」という。）には、補正の参考となる情報等の記載が無いが、同条例、第1条及び第3条の趣旨も踏まえ、第6条2項に定める補正の参考となる情報を提供するように努めた事実の一切、ならびに意思決定の過程の一切、それに関連する書類の一切」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が存否応答拒否とした決定（以下「本件存否応答拒否決定」という。）は、妥当です

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、本件存否応答拒否決定を取り消し、本件開示請求の全部を開示するように求めているものです。

第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件開示請求の文書の存否応答をすることのみで、実施機関の主張する広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号に規定する「特定個人に関する情報」が明らかにならないことは自明である。本件開示請求の文書の有無を応答することにより、特定の個人を識別しうる情報が開示されようもなく、適用法令に誤りがある。

- 2 さらに、本件開示請求の文書中に申立人の個人情報の記述がある可能性は否定できないが、それらが不開示情報となる場合であっても、安易に除して部分公開できると考えている。
- 3 これらにより、実施機関の本件存否応答拒否決定については、適用法令もしくは法令解釈などに誤りがあり、申立人の権利を不当に制限しているものであり、速やかに改めるべきものとする。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件開示請求は、申立人に対して行った補正請求に関連する公文書の開示を求めるものであり、当該公文書の存否を明らかにすることにより、異議申立人に関する情報の有無、すなわち、条例第7条第1項に規定する不開示情報である特定の個人に関する情報を明らかにすることになる。
- 2 このことから、教育委員会は条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、条例第5条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としているため、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事実により、開示・不開示の判断が異なるものではありません。

このため、申立人が本件補正請求書を受け取った本人であるかどうかは、本件存否応答拒否決定の際考慮されるものではありません。

- 2 公文書の開示請求の件数、請求概要及びその処理状況等については、条例第21条に基づき一定の範囲で公表しているところです。

しかしながら、具体的に誰がどのような目的で、どのような請求をし、請求者と実施機関との間でどのようなやりとりがあったかなどについては、請求者が個人である場合は、たとえ特定の個人を識別することはできないものであっても、個人の思想や信条又は物事に対する考え方等に密接に関連するものであるため、本人の同意なしに公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第1号の規定により不開示情報であると解するのが相当です。

- 3 したがって、本件補正請求書の係る情報は、その存否を明らかにすることにより本

件補正請求があつたかなかつたかを公にすることになるため、実施機関が条例第7条第1号の個人に関する不開示情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき本件存否応答拒否決定をしたことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 3. 10	広市教学生第37号の諮問を受理（諮問第74号で受理）
27. 8. 3 (第1回審査会)	第1部会で審議
27. 8. 27 (第2回審査会)	第1部会で審議
27. 10. 2 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授